

病院事業会計予算

平成24年度 恵那市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度恵那市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市立恵那病院

(1) 病 床 数		199床
(2) 年間延べ患者数	入 院	52,523人
	外 来	69,354人
(3) 1日平均患者数	入 院	143.9人
	外 来	235.1人
(4) 主要な建設改良事業	病院医療機器備品等購入事業	46,030千円
	病院再整備事業	70,700千円

2 国民健康保険上矢作病院

(1) 病 床 数		56床
(2) 年間延べ患者数	入 院	17,885人
	外 来	29,400人
(3) 1日平均患者数	入 院	49.0人
	外 来	120.0人
(4) 主要な建設改良事業	病院医療機器備品等購入事業	37,929千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		4,002,000千円
第1項 医 業 収 益		3,564,877千円
第2項 医 業 外 収 益		353,982千円
第3項 通所リハビリテーション事業収益		55,050千円
第4項 訪問看護ステーション事業収益		28,090千円
第5項 特 別 利 益		1千円

支 出

第1款 病院事業費用	4,002,000千円
第1項 医業費用	3,861,657千円
第2項 医業外費用	50,891千円
第3項 通所リハビリテーション事業費用	55,050千円
第4項 訪問看護ステーション事業費用	31,401千円
第5項 特別損失	1千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額44,700千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額298千円、過年度分損益勘定留保資金44,402千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	203,500千円
第1項 企業債	95,400千円
第2項 負担金	28,700千円
第3項 補助金	2,275千円
第4項 出資金	77,125千円

支 出

第1款 資本的支出	248,200千円
第1項 建設改良費	154,659千円
第2項 企業債元金償還金	93,541千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院再整備事業 (設計業務)	平成24年度から 平成25年度まで	千円 112,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器備品 整備事業	千円 71,500	普通貸借 又 は 証券発行	2.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合によりその全部又は一部を、繰上償還又は低利に借り換えることができる。
病院再整備 事業	23,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 病院職員給与費 | 624,215千円 |
| (2) 訪問看護ステーション職員給与費 | 29,624千円 |
| (3) 建設改良職員給与費 | 28,700千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりと定める。

- (1) 過疎地域自立促進特別事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,000千円である。
- (2) 地方公営企業繰出金に基づく、院内保育所の運営に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、地方公営企業職員に係る子ども手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,436千円である。
- (3) 国民健康保険上矢作病院健康管理事業(保健事業分)のため、国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、685千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、220,540千円と定める。

平成24年2月27日 提出

恵那市長 可知 義 明